

菊陽町地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町のまちづくりや地域づくりに関し、地域外の人材を積極的に登用し、その者の定住及び定着を図り、もって地域活力の維持及び強化を図ることを目的として、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、菊陽町地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 協力隊は、次に掲げる活動(以下「地域協力活動」という。)を行うものとする。

- (1) 地域づくり団体及び地域コミュニティ組織に係る活動
- (2) 地域資源の発掘及び情報発信に係る活動
- (3) 移住及び定住の促進に係る活動
- (4) 農林水産業の振興に係る活動
- (5) 健康促進事業に係る活動
- (6) 地域資源を活用した起業や雇用の仕組みづくりに係る活動
- (7) その他地域協力活動に係る委託契約や業務仕様書で定める活動

(隊員要件)

第3条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、町長が委嘱するものとする。

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等に現に生活の拠点を有する者で、隊員に委嘱された後、速やかに本町へ生活の拠点を移し、住民票を異動することが可能である者
- (2) 心身ともに健康で、地域住民と良好なコミュニケーションを築きながら、本町の活性化に意欲と情熱をもって地域協力活動に取り組むことができる者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項に規定する普通自動車免許を有する者
- (5) 隊員の委嘱の期間が終了した後も、本町に定住し、就業又は起業しようとする意欲のある者

(委嘱)

第4条 隊員は、地域協力活動の実施に当たり、町と委託契約を締結の上、町長が委嘱するものとする。ただし、委嘱に伴う町との雇用関係及び雇用契約は存

在しないものとする。

(勤務条件等)

第 5 条 隊員の勤務条件等は、隊員と町が協議の上、委託契約及び業務仕様書で定めるものとする。

(委嘱期間)

第 6 条 隊員の委嘱期間は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までの期間の範囲内において、委託契約及び業務仕様書で定めるものとする。

2 町長は必要があると認めるときは、委嘱期間が終了した隊員を再度委嘱することができる。ただし、委嘱期間が通算で 3 年を超えることはできないものとする。

(解嘱)

第 7 条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱期間の途中であっても、隊員を解嘱することができるものとする。

- (1) 自ら解嘱を申し出たとき。
- (2) 傷病等の理由により地域協力活動を継続することができないとき。
- (3) 町に対して事前に協議等を行うことなく、町外へ転出したとき。
- (4) 次条に定める事項を遵守せず、町長が隊員としてふさわしくないと認めるとき

(服務規律)

第 8 条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域協力活動を行うに当たり、住民及び事業者と積極的に交流を図り、信頼関係の保持に努めること。
- (2) 法令及び条例等を遵守し、事故やトラブルの防止に努めること。
- (3) 地域協力活動で知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後もまた、同様とする。
- (4) 協力隊の信用を損ない、又は不名誉となるような行為をしないこと。
- (5) 町と隊員の間で締結した委託契約をはじめ、同契約に係る業務仕様書等の内容を確実に履行するよう努めること。

(活動報告)

第 9 条 隊員は日々の活動内容について地域協力活動日誌（別記様式第 1 号）に記録することとし、1 か月間の活動の総括を地域協力活動月報（別記様式第 2 号）にとりまとめることとする。

2 隊員は、町長に対し、勤務する日の勤務終了時刻までに地域協力活動日誌を提出することとし、毎月 10 日までに前月分の地域協力活動月報を提出しなければならない。ただし、地域協力活動の実施に伴い提出が困難である場合は、この限りでない。

(町の役割)

第10条 町は、隊員が地域協力活動を円滑に実施できるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 地域協力活動に関する総合調整
- (2) 町のホームページや広報紙等を利用した隊員の活動の周知
- (3) 隊員の委嘱の期間終了後における定住支援
- (4) その他町長が特に必要と認める支援

(委託料等)

第11条 町長は、地域協力活動に対する対価として活動実績に応じた委託料を予算の範囲内で支払うものとする。なお、委託料は、地域協力活動に対する対価及び地域協力活動に要する経費で構成されるものとする。

(請求)

第12条 隊員は、1か月間の委託料を算出の上、委託料請求書（別記様式第3号）を、第9条に定める地域協力活動月報と併せて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、隊員から前項に定める書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、委託料を隊員に対し速やかに支払うものとする。

(隊員証)

第13条 町長は、隊員に対し、菊陽町地域おこし協力隊隊員証（別記様式第4号。以下「隊員証」という。）を交付するものとする。

2 隊員は、前項の規定により交付を受けた隊員証に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域協力活動を行うときは隊員証を常に携帯し、提示を求められたときは、これに応じること。
- (2) 隊員証を紛失、破損したとき又は記載事項に変更があったときは、速やかに町長に届け出ること。
- (3) 隊員証を第三者に貸与又は譲渡しないこと。
- (4) 隊員でなくなったときは、直ちに隊員証を町長に返還すること。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第9条関係）

地域協力活動日誌

菊陽町長 様

隊員氏名	⑩		
日付	年 月 日 ()	天候	
活動時間	時 分 ~ 時 分	時間	分
活動場所			
活動内容			
[特記事項]			

別記様式第2号（第9条関係）

年 月 日

地域協力活動月報

菊陽町長 様

隊員氏名	⑩		活動月	年 月
活動時間	時間 分	受入地域・団体名		
活動総括				
成果・問題点				
翌月の 主な活動予定				
[要望・意見等]				

別記様式第3号（第12条関係）

年 月 日

菊陽町長 様

菊陽町地域おこし協力隊
隊員氏名

印

委託料請求書

菊陽町地域おこし協力隊設置要綱第12条の規定により、次のとおり委託料を請求します。

請求額	円	
	地域協力活動 に対する対価	円
地域協力活動 に要する経費	円	
振込先	金融機関名	
	支店等名	
	預金種別	普通・当座・その他（ ）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

[添付書類]

- ・委託料請求額内訳書
- ・活動経費の領収書等の写し

別記様式第4号（第13条関係）

（表面）

<div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">顔写真</p>	<p>菊陽町地域おこし協力隊 隊員証</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>
<p>上記の者は、菊陽町地域おこし協力隊の隊員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">菊陽町長 印</p>	

（裏面）

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 本証は、地域協力活動を行うときは常に携帯し、提示を求められたときは、これに応じなければならない。2 本証を紛失、破損したとき又は記載事項に変更があったときは、速やかに町長に届け出なければならない。3 本証を第三者に貸与又は譲渡してはならない。4 本証は、隊員でなくなったときは、直ちに町長に返還しなければならない。
<p>〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800 番地</p> <p>菊陽町役場（担当部署名） TEL - -</p>